

精神科専門医資格認定更新にかかる研修（単位対象） としての学会、研修会、研究会等 随時募集のお知らせ

日本精神神経学会精神科専門医制度ならびに日本専門医機構認定精神科専門医制度では、専門医認定試験合格者の専門医資格の有効期間は5年間であり、資格を更新するにはこの5年の間に「公益社団法人 日本精神神経学会 精神科専門医制度規則施行細則」第30条ならびに「日本専門医機構認定精神科専門医制度規則 精神科専門医資格の更新に関する施行細則」第4条に従い、研修による所定の単位取得が要件となっております。

単位対象となる学会、研修会、研究会のうち、B群に属する「全国規模の精神医学関連の学会・団体」とC群に属する「その他の地域単位の学術集会・研修会」につきましては、随時募集を受け付けております。基準につきましては【別紙】ご参照の上、ご応募下さいますようお願いいたします。

ご応募下さる場合は、「認定申請書」に必要事項の記入・押印をし、必要書類を添付して下記宛先に簡易書留郵便にて郵送して下さい。

なお、認定審査・結果通知につきましては、最長で3ヵ月程度のお時間を頂くことがございます。ご理解・ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

【申請時の提出書類】

「認定申請書」ならびに当該学会・研究会に関する下記資料5点

- ・役員名簿（役員の中に日本精神神経学会の会員が含まれていること）
- ・最近開催した学術集会等のプログラム（複数回分）
- ・会員名簿（確認後、ご返却いたします）
- ・会則・規約
- ・最近の会計報告書（複数回分）

応募書類送付宛先

〒101-0062

東京都千代田区神田駿河台二丁目3-6 CIRCLES御茶ノ水7階

（公社）日本精神神経学会 専門医制度委員会 単位認定団体 受付係

2022年12月更新

公益社団法人 日本精神神経学会
生涯教育委員会

■ A群②

定義	生涯教育委員会が承認するB群、C群の団体が開催する生涯教育研修会 ※A②は団体としての認定ではなく、研修会への個別認定となります。
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・開催について：単位対象学会との同時間帯での開催は認められない。 ・スポンサー：一切認めない。(金銭的・物的・人的援助等) ・運営費用：主催団体の責任でまかなう。 生涯教育委員会に予算(案)を提出すること。参加費は下記を参考。 2 時間未満－ 3,000 円 2 時間～4 時間－ 5,000 円 4 時間以上－ 5,000 円以上 ・プログラム：研修手帳の研修ガイドライン（総論）の内容 <ul style="list-style-type: none"> I. 患者及び家族との面接 II. 疾患の概念と病態の理解 III. 診断と治療計画 IV. 補助検査法 V. 薬物・身体療法 VI. 精神療法 VII. 心理社会的療法、精神科リハビリテーション、及び地域精神医療・保健・福祉 VIII. 精神科救急 IX. リエゾン・コンサルテーション精神医学 X. 法と精神医学(鑑定、医療法、精神保健福祉法、心神喪失者等医療観察法、成年後見制度等) XI. 医の倫理（人権の尊重とインフォームド・コンセント） XII. 安全管理
単位数	1時間の講習につき1単位【1開催・1会期 最大6単位まで】※

※単位数については、2017年11月に改訂いたしました。

■ B群

定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 日本精神神経学会が精神科専門医制度において単位認定の対象とする各地方単位の精神神経学会あるいは精神医学会のプログラム（※1） ● 七者懇加盟団体(※2)が主催する全国規模の学会・研修会における講習 ● 世界精神医学会（WPA）大会（自己申請による） ● 国際学会に参加した後、自己申請に基づき生涯教育委員会が審査し、認定された国際学会 ● 日本精神神経学会が精神科専門医制度において、単位認定の対象とする全国規模の精神医学関連学会の講習 <p>※1 北海道精神神経学会、東北精神神経学会、東京精神医学会、東海精神神経学会、北陸精神神経学会、近畿精神神経学会、中国・四国精神神経学会、九州精神神経学会</p> <p>※2 精神医学講座担当者会議、国立精神医療施設長協議会、全国自治体病院協議会、</p>
----	--

	日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会、日本総合病院精神医学会
申請要件	<p>当該学会による申請に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 役員に日本精神神経学会会員が入っていること ② 当該学会で一般的な精神科臨床を実践する上で必要とされる知識と技能を得ることができることをプログラムにより示すことができること ③ 単位の集計業務に当該学会が協力すること ④ 適正なスポンサーシップが守られていると生涯教育委員会が認定した場合 ⑤ 設立して 5 年が経過していること ⑥ 会則・規約などが整備されていること ⑦ 会費が徴収されており、財政が公開されて透明性が確保されていること <p>以上の条件を満たす学術臨床研究を目的とする継続的な研究会・学会であると生涯教育委員会が認定した場合（5年毎の更新が必要）</p>
単位数	1時間の講習につき1単位【1開催・1会期 最大3単位まで】

■ C群：

定義	<ul style="list-style-type: none"> ● 七者懇加盟団体の支部が主催する地域レベルの学会・研修会（その都度対象とする）における講習 ● その他の地域単位の学術集会・研修会、日本医師会生涯教育（精神科領域のものに限る）
申請要件	<p>当該学会による申請に基づき、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 役員に日本精神神経学会会員が入っていること ② 当該学会で一般的な精神科臨床を実践する上で必要とされる知識と技能を得ることができることをプログラムにより示すことができること ③ 単位の集計業務に当該学会が協力すること ④ 設立して 5 年が経過していること ⑤ 会則・規約などが整備されていること ⑥ 会費が徴収されており、財政が公開されて透明性が確保されていること ⑦ 適正なスポンサーシップが守られていること <p>以上の条件を全て満たしているもの（5年毎の更新が必要）</p> <p>※ ⑦の「適正なスポンサーシップ」とは、スポンサーとの共催であった場合でも、過去 5 年間に複数のスポンサーがあり、特定の単数の企業からのみ金銭的・物的・人的援助を受けているものではなく、かつ特定の企業の利益を目的とするものではないことを指す。</p> <p>※ C群に属する学術集会・研修会について、適正なスポンサーシップに基づく学術集会・研修会であるか否かは、当該団体からの申請に基づき生涯教育委員会が判断する。</p>
単位数	1時間の講習につき1単位【1開催・1会期 最大1単位まで】